

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

## 「神戸市水道条例施行規程」 の一部改正について

意見募集期間

令和5年2月10日～令和5年3月13日

問い合わせ先

神戸市水道局配水課

電話078-341-5606

## 1 意見募集期間

令和5年2月10日(金)～令和5年3月13日(月)

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4番2号  
神戸市水道局配水課 意見募集宛

(2) ファクシミリによる提出

(078)341-2800 神戸市水道局配水課 意見募集宛

(3) 電子メールによる提出

アドレス: tarumi\_denshi@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4番2号  
神戸市水道局配水課 中部庁舎3階  
平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

## 3 注意事項

- (1) この案件は、神戸市民の方のみならず、どなたでも提出していただけます。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び所在地及び代表者の氏名)を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市水道条例施行規程の一部改正について」に対してのご意見・情報であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見・情報の受付及びいただいたご意見・情報に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見・情報に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて令和5年3月下旬頃(予定)に掲載いたします。  
ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室(市役所1号館18階)でご覧いただけます。

#### 4 個人情報の取扱いについて

- (1) いただいたご意見・情報は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第 10 条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表いたします。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見・情報、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、神戸市個人情報保護条例に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) 意見提出に際し、いただいたご意見・情報の内容を確認させていただく場合がありますので、氏名・住所の記載をお願いしています。

## 神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程(案)の概要

### 1. 趣旨

現在、給水装置工事の申込みを行うときは、神戸市水道条例施行規程で定める「給水装置工事申請書兼設計書(第11号様式)」の提出が必要ですが、申請者の利便性向上や、行政運営のペーパーレス化・効率化の推進に柔軟に対応できるよう、第11号様式は、給水装置工事施行基準に記載します。

### 2. 施行予定日

令和5年4月1日

(改正案)

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 5 年 月 日

神戸市水道事業管理者 山 本 泰 生

神戸市水道管理規程第 号

神戸市水道条例施行規程の一部を改正する規程

神戸市水道条例施行規程（昭和 39 年 4 月水道管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（指定給水装置工事事業者が工事を行う場合）</p> <p>第 15 条 条例第 21 条第 3 項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を行うときは、管理者が別に定める場合を除き、<u>管理者が別に定める給水装置工事申請書兼設計書を提出しなければならない。</u></p>	<p>（指定給水装置工事事業者が工事を行う場合）</p> <p>第 15 条 条例第 21 条第 3 項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を行うときは、管理者が別に定める場合を除き、給水装置工事申請書兼設計書（<u>第 11 号様式</u>）を提出しなければならない。</p>

第 11 号様式を次のように改める。

第 11 号様式 削除

附 則

この管理規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。